

匝瑳市地域包括支援センター委託法人選定委員会規則

(設置)

第1条 市は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の47第1項の規定に基づき、同法第115条の45第2項に掲げる事業を市から受託し、地域包括支援センター(同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。次条において同じ。)を設置する法人を適正に選定するため、匝瑳市地域包括支援センター委託法人選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域包括支援センターを設置する法人の選定に関する事務を所掌する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域包括支援センター運営協議会の委員
- (2) 副市長
- (3) 企画課長
- (4) 総務課長
- (5) 財政課長
- (6) 健康管理課長
- (7) 福祉課長
- (8) 高齢者支援課長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は高齢者支援課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。